

### 浄化槽の法定検査手数料改定のお知らせ

浄化槽管理者の皆様には、日頃から法定検査への御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、既に御承知のとおり、本年 4 月から消費税率が引き上げられます。

当事業団は、群馬県知事の指定を受けて、浄化槽の法定検査を実施していますが、この検査に必要な経費につきましても、消費税率引き上げによる増加が避けられません。

このため、群馬県では下記のとおり検査手数料を改定し、平成 26 年 4 月から新たな手数料で検査を実施させていただくこととなりました。

手数料改定について御理解をいただきたくお願い申し上げます。

◎ 法定検査手数料 (平成 26 年 4 月 1 日から)

人槽	法第 11 条検査		人槽	法第 7 条検査
	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽		
5～50	<b>5,120 円</b> (旧手数料：5,000 円)		5～10	<b>9,600 円</b> (旧手数料：9,500 円)
			11～20	<b>11,600 円</b> (旧手数料：11,500 円)
			21～50	<b>15,110 円</b> (旧手数料：15,000 円)
51～200	<b>14,070 円</b> (旧手数料：14,000 円)	<b>16,080 円</b> (旧手数料：16,000 円)	51～200	<b>23,130 円</b> (旧手数料：23,000 円)
201～500	<b>23,100 円</b> (旧手数料：23,000 円)	<b>28,110 円</b> (旧手数料：28,000 円)	201～500	<b>30,150 円</b> (旧手数料：30,000 円)
501～	<b>36,140 円</b> (旧手数料：36,000 円)	<b>36,140 円</b> (旧手数料：36,000 円)	501～	<b>36,270 円</b> (旧手数料：36,000 円)

※料金の改定内容については、平成 26 年 2 月 21 日付けで群馬県から承認されたものです。

(平成 26 年 2 月 21 日付け群馬県告示第 46 号)